

目指そう!

かしこい

消費者



あなたもわたしも消費者です

「契約」について知ろう

1 買い物は「契約」

お金を払って商品を買ったり、サービスを利用したりする行為は「契約」になります。私たち消費者は毎日の生活の中でさまざま「契約」を行っています。

これも「契約」です



コンビニで
お菓子を買う



スマホを使う



ファミレスで
食事をする



映画を見る



運賃を払って
電車に乗る



宅配便を
発送する



有料の音楽配信
サービスから音楽を
ダウンロードする

2 「契約」は法律上の約束

「契約」は法律上の約束です。

消費者(買う人)と事業者(売る人)の意思が一致したときに「契約」は成立します。

両者の意思が一致すれば、口頭(口約束)でも契約は成立します。

「契約」が成立すると、消費者、事業者ともに契約内容を守る権利と義務が発生します。



これをください
(申込)

消費者

商品を受け取る権利
代金を支払う義務



契約成立

100円です
(承諾)

事業者

代金を受け取る権利
商品を引き渡す義務

消費者と事業者
お互いの意思が一致した
「契約」は消費者、事業者の
どちらか一方の都合で
やめることはできません。

買い物(契約)をする前には、「本当に必要か」「その商品でいいのか」などよく考えるようにしましょう。

▶ 例外として、契約をやめることができる場合があります

① 未成年者契約の取り消し

未成年者が保護者の同意がなく、契約したとき、その契約を取り消すことができます。



次の場合は取り消すことができません！

- ⚠ おこづかいの範囲で行った契約
- ⚠ 「成人である」「親の同意がある」などとウソをついて行った契約

② 「クーリング・オフ」制度による契約の解除

訪問販売や電話勧誘など突然の勧誘を受け、契約したときは、一定期間内であれば無条件で契約を解除することができます。

名 称	ど ん な 取 引 か	期 間
訪問販売	・家庭訪問販売 ・キャッチセールス ・アポイントメントサービス など	8日間
電話勧誘販売	・事業者から電話で勧誘を受けた契約 など	
特定継続的役務提供	・5万円を超え、かつ一定の期間を超えるエステや語学教室、学習塾などの契約	
訪問購入	・事業者が消費者の自宅などを訪ねて、物品の買い取りを行うもの	
連鎖販売取引	・マルチ商法	20日間
業務提供誘引販売取引	・内職商法 ・モニター商法 など	

(他にもあります)

次の契約はクーリング・オフができません！

- ⚠ 店舗販売(自分からお店に行って商品を購入した場合)
- ⚠ 通信販売(カタログや広告を見て自分から電話やインターネットなどで購入した場合)

③ 消費者契約法による取り消し

「事業者の説明がウソだった」「都合の悪いことをわざと言わない」「帰りたいと言ったのに帰らせてくれない」などの契約にはこの法律が適用されます。



契約で困ったり、もっと知りたいと思った時は

台東区消費生活センター (TEL 03-5246-1133) に相談してください。

▶ お金の支払い方について考えよう

▶ ① お金の支払い方は大きく分けて3つあります



前払い

前もってカードや券を買っておき、現金の代わりに使う方法

例 図書カード・定期券・クオカード・プライベート型電子マネーなど

特 徴

- 買った(チャージした)以上には使えない
- 将来使うかわからない分まで先に支払うことになる



即時払い

商品やサービスと引き換えに、その場で代金を支払う方法

例 現金・デビットカードなど

特 徴

- 使った分がわかりやすく、管理しやすい
- 手元にある金額や銀行口座にある残高分しか使えない



後払い

商品やサービスを先に受け取り、後で代金を支払う方法

例 クレジットカードなど

特 徴

- 現金がなくても買い物ができる
- 使い過ぎてしまう心配がある
- 手数料や遅延損害金がつく場合がある

2▶ 電子マネーやスマホ決済の仕組みを知ろう ～電子マネーやスマホ決済はお金と同じ～

「電子マネー」はお金の価値を電子データに変えたものです。
このデータを利用してお金と同じように商品を買ったりすることができます。

「電子マネー」の種類

プリペイド型電子マネー

前もってお金をチャージ(入金)してから利用するもの

例 Suica、PASMO、nanaco など



ポストペイ型電子マネー

クレジットカードなどで利用した金額を後で支払うもの

例 ID、QUICPay など



「スマホ決済」の種類

スマホに、電子マネー、クレジットカード、銀行口座などのアプリを登録し利用するもの

例 PayPay、d払い、auPAY など



「電子マネー」のメリット・デメリット

メリット



- 現金を持たなくてよい
- 支払いが簡単
- カードによっては割引や特典がある

デメリット



- 残高がわかりにくい
- 使える場所が限られる
- 使い過ぎることがある

電子マネーでの支払いは実際に手元のお金が減らないので、お金を使った感覚が鈍くなります。「メモをする」「レシートを残しておく」など上手に管理しましょう。

3▶ 今から知っておこう、クレジットカードの仕組み ～クレジットとは信用のこと～

「クレジットカード」での支払いは、まずは代金をクレジットカード会社に立て替えてもらい、利用者は後で決められた期日にクレジットカード会社に代金分を支払うという仕組みになっています。

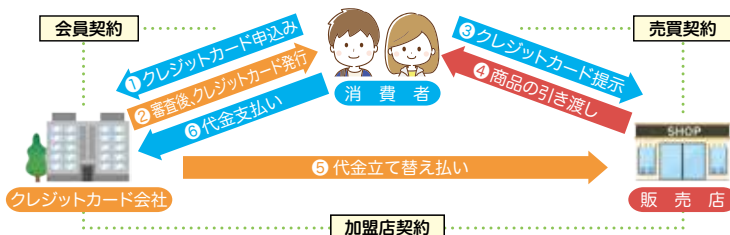
● 「クレジットカード」を利用するには

クレジットカード会社の審査(返済ができる人かどうか)を事前に受け、審査が通るとカード会社の会員となり、クレジットカードを利用できるようになります。

● 「クレジットカード」の支払い方法には

方法	一括払い	分割払い	リボルビング払い
特徴	1回で払う	買い物ごとに支払い回数を決めて支払う	毎月、一定額を支払う
手数料	かからない	金額や回数によって決まる	借入残高に応じてかかる

● 「クレジットカード」の仕組み



クレジットカードの利用は、カード会社に「借金」することと同じです。

カード会社への支払いが滞れば、将来、スマホを分割で買えない、家を買うときに住宅ローンが組めないということがおこる場合があります。

自分の信用を前提に成り立つ仕組みです。クレジットカードは計画的に利用する必要があります。また、他人にカードを貸したり、暗証番号などを教えてはいけません。

インターネットトラブル ~簡単・便利だからこそ、慎重に~

① インターネット通販

事例1 返品したいが断られた

ネット通販でTシャツを買ったが、届いたTシャツはイメージと違っていた。返品したいと連絡したら、断られた。

事例2 1回だけのつもりが翌月にも商品が届いた

ダイエットサプリが「今なら500円」というネット広告を見て注文した。翌月にも同じサプリが届いたので、確認したら4ヶ月購入することが条件になっていた。やめたい。

ポイント

通信販売では、返品や交換、購入回数等については、事業者が決めた条件に原則従うことになります。(クーリング・オフ制度による解除はできません。)

必ず確認

- 注文する前にサイトに書かれている「商品説明」「返品や交換条件」「購入回数」などをきちんと確認し、納得したうえで注文しましょう。
- 申込み画面の契約条件をスクリーンショットで残しておくとお安いです。

② 課金トラブル

事例 無料オンラインゲームで遊んでいて、ゲームの中で次々とアイテムを買っていたら、高額な請求がきた。

ポイント

ゲームは無料でもアイテムは有料というケースが多くあります。ネット上ではいくら使ったか認識しないうちに高額になってしまふことがあります。使いすぎに注意しましょう。

必ず確認

- ゲームを始める前に利用条件をきちんと確認しましょう。
- 課金してアイテムを購入するときは保護者に相談しましょう。

③ フリマアプリなど「フリマサービス」

事例 代金を支払ったのに商品が届かない。落札したものと違う商品が届いた。

ポイント

フリマサービスは個人間の取引が多く、トラブルになっても出品者と購入者の間で解決することが求められます。トラブル解決は難しいケースが多いので、慎重に利用しましょう。

必ず確認

- 利用規約をきちんと確認し、禁止行為は絶対に行わないようにしましょう。
- 出品者の評価や販売履歴を確認しましょう。

\\ みなさんは「18歳で成年」になります //

成年になると保護者の同意がなくても、自分の意思でさまざまな契約ができるようになる一方、未成年者取消で契約を取り消すことはできなくなります。契約を結ぶかどうかを決めるのも自分なら、その契約に対して責任を負うのも自分自身になるということです。

今から、契約に関するルールを学び、その契約が本当に必要か考えられる力を身につけておくことが大切です。



契約などで困ったとき、わからないときは一人で悩まず相談してください

台東区消費生活センター TEL 03-5246-1133

受付時間 月~金 午前9時~午後4時

受付場所 台東区役所9階7番窓口(くらしの相談課内)